

# 令和8年度DV防止等啓発事業実施に係る企画提案公募実施要領

## 1 委託業務名

令和8年度DV防止等啓発事業

## 2 業務の目的

- (1) 配偶者や交際相手からの暴力に関する正しい理解の促進
- (2) 「暴力は許されないもの」という社会認識の醸成
- (3) 配偶者暴力相談支援センター等の窓口周知
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する相談窓口の周知

## 3 委託業務の内容

別添「令和8年度DV防止等啓発事業 業務委託仕様書（案）」による。

## 4 予算規模

1,691,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

## 5 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入、不要品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）を有し、業種品目が「広告宣伝」に分類されている者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月2日13官達65総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

## 6 応募手続き

各応募者は、下記「7 提案書の構成内容等について」及び「8 企画提案公募スケジュール」に従い、提案書を提出すること。

## 7 提案書の構成内容について

「令和8年度DV防止等啓発事業 業務委託仕様書（案）」を参照のうえ、企画提案書には、下記①～④の内容を全て盛り込んでください。

### ① 事業概要

事業スケジュール、実施体制、見積額（消費税を含む一式表示）等について記載すること。

### ② 自由提案による広報啓発について

当事業がマスコミに取り上げられ、県民に対して、DV及び困難な問題を抱える女性に対する正しい知識が広がるような広報啓発案について提案すること。

### ③ 街頭啓発について

街頭啓発の実施場所（県内4地域（福岡、北九州、筑豊、筑後）各1か所）及び実施方法について提案すること。なお、啓発活動においては、県が指定するデザイン及びキャッチフレーズをパッケージに印刷した除菌ウェットティッシュ及び相談窓口カード（下記⑤と同じ仕様。部数は⑤に含まれない）をセットにして配布することとする。

### ④ ポスターについて 【作成部数：B2サイズ200部、A2サイズ350部】

県が指定するポスターデザイン・仕様により作成し、県に送付するまでの最短所要予定期間を記載すること。（県に納品するポスターのうち、B2サイズ20枚は折らずに納品、それ以外は折納品）

⑤～⑩ 相談窓口カードについて

県が指定するデザイン・仕様により作成し、県に送付するまでの最短所要予定期間を記載すること。なお、各カードの作成部数は下記のとおり。

カードの種類	作成部数
⑤DV 相談窓口カード（全般向け）	13,000
⑥DV 相談窓口カード（男性被害者向け）	5,000
⑦DV 相談窓口カード（加害者向け）	7,000
⑧DV 相談窓口カード（英語版）	2,000
⑨女性サポートホットラインカード	10,000
⑩女性サポートホットラインカード（やさしい日本語版）	2,000

⑪ DV 相談窓口ステッカー全般用について 【作成部数：1,500部】

県が指定するデザイン・仕様により作成し、県に送付するまでの最短所要予定期間を記載すること。

※県が指定するポスターデザイン等については福岡県庁ホームページの以下のページをご参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dvboushikeihats.html>

## 8 企画提案公募スケジュール

(1) 公募開始 令和8年5月20日（水曜日）

※公募説明会はありません。

(2) 企画提案公募に関する質問

- ・受付期間 令和8年5月20日（水曜日）から令和8年5月27日（水曜日）まで
- ・提出方法 「質問書」（様式2）に必要事項を記入の上、FAXまたはメールで提出  
FAX番号 092-643-3392  
メールアドレス joseihogo@pref.fukuoka.lg.jp
- ・回答方法 質問及び回答事項を取りまとめ次第、令和8年5月29日（金曜日）を目処に福岡県ホームページで公開します。

(3) 企画提案書の提出

- ・提出期限：令和8年6月5日（金曜日）12時（必着）
- ・提出先：福岡県人材育成・活躍推進部男女共同参画推進課（県庁5階）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3409
- ・提出方法：持込または郵送（ただし、土日、祝日には受領できません。）
- ・提出部数：6部

(4) 委託先候補者の決定

- 企画提案書の内容を総合的に審査し、委託先候補者を決定します。  
結果については文書で通知します。
- ・日程 令和8年6月中旬（予定）

## 9 委託先候補者の選定

### (1) 選定方法

企画提案書の評価、採点は「DV防止等啓発事業企画評価委員会」で行い、採点の結果、合計得点が最も高い一者を委託先候補者として選定します。(プレゼンテーションは行いません。)

ただし、合計得点が半分に満たないときは、候補者なしとする場合があります。

### (2) 審査項目

#### ○自由提案による広報啓発

- ・提案の内容は適切かつ効果的で、DV防止等啓発に寄与する内容になっているか。
- ・性別や年代等、広報啓発のターゲットを明確にし、ターゲットに対して効果的な提案となっているか。
- ・報道機関に取り上げられ、当事業が広く県民に周知されるような工夫がある提案となっているか

#### ○街頭啓発の実施

- ・実施場所及び実施方法は適切かつ効果的で、DV防止等啓発に寄与する内容になっているか。

#### ○提案全体

- ・本事業の目的を理解した提案内容になっているか。
- ・事業実施の責任者を含め、適切な人員が配置されているか。
- ・事業実施スケジュールに確実性はあるか。

### (3) 選定結果の通知

審査の内容は非公開とし、選定結果のみ応募者に対し文書で通知します。

## 10 契約締結について

(1) 委託先候補者と具体的な委託業務内容を協議し、最終的な仕様書等を確定させた上で、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結します。

(2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書を基本としますが、契約協議の過程で内容の修正を求めることがあります。

(3) 委託先候補者との契約が不成立に終わった場合、次順位の者を委託先候補者として契約協議を行います。

(4) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければなりません。なお、この契約保証金又は担保は、契約が支障なく履行されたときは、還付いたします。

また、福岡県財務規則第170条各号の規定に該当する場合は、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を免除することができます。

(5) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を直ちに解除するとともに違約金を徴収します。

## 11 その他

(1) 応募は、一者につき1提案とします。

(2) 応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者は失格となる場合があります。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。

(3) 本業務により作成された成果品の著作権及び著作権は、すべて福岡県に帰属します。

## 12 問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県人材育成・活躍推進部男女共同参画推進課 女性支援・保護係 (担当 佐藤)

TEL: 092-643-3409 FAX: 092-643-3392

Eメール: joseihogo@pref.fukuoka.lg.jp